

茨木市内に事業所のある 宅地建物取引業者の皆様へ

茨木市では、空き家の有効活用を通じて、空き家の発生及び増加抑制や空き家の利活用促進及び中古住宅の流通促進を図るため、空き家バンクを設置することになりました。

そこで、空き家バンク制度による空き家の媒介を行う業務に関し、登録事業者としてご協力いただける宅地建物取引業者を募集しています。

【登録事業者の要件】

- (1) 大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部又は公益社団法人全日本不動産協会北大阪支部に所属する宅地建物取引業者で、茨木市内に事業所（支店又は営業所を含む。）があること。
- (2) 暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者でないこと。

空き家バンクの流れ

☆ 茨木市空き家バンク制度実施要綱

★ 茨木市空き家バンク制度事業者登録等事務取扱い要綱

1 事業者登録の申請

茨木市空き家バンク制度事業者登録等事務取扱い要綱をご確認のうえ、下記の書類を市へ提出して下さい。

- (1) 茨木市空き家バンク制度事業者登録申請書（様式第1号）★
- (2) 宅地建物取引業者免許証（写）
- (3) 重要事項説明書（見本）
- (4) 茨木市暴力団排除条例に基づく誓約書

内容確認後、茨木市空き家バンク制度事業者登録完了通知書（様式第2号）★により事業者登録したことを通知します。

2 事業者情報の発信

登録した事業者情報を 市のホームページや窓口で発信します。

3 空き家所有者等と契約

空き家の媒介を希望される所有者等が現れましたら、媒介契約を締結してください。
（空き家バンクへの物件登録にあたり、媒介契約は必須条件としておりません。）

4 空き家バンクへの物件の登録

媒介契約を締結した所有者等から依頼があれば、所有者等に代わり 物件の登録をしてください。

【登録できる物件の要件】

個人が所有する 一戸建ての住宅、店舗付き住宅、長屋、分譲共同住宅、店舗 とその敷地
（分譲又は賃貸を目的とするもの、不動産業を営む者が所有又は管理するものを除く。）

【物件登録に必要な書類】下記の書類を市へ提出して下さい。

- (1) 茨木市空き家バンク登録申込書（様式第1号）☆
- (2) 茨木市空き家バンク登録カード①②（様式第2号）☆
- (3) 土地及び建物の全部事項証明書
- (4) 茨木市暴力団排除条例に基づく誓約書（所有者等）
- (5) 同意書（共有名義の場合、土地及び空き家の所有者が異なる場合など）

内容確認後、登録したことを茨木市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）☆により所有者等へ通知します。

5 物件情報の発信

物件情報や間取り図、写真等を茨木市のホームページや窓口等で公開します。
また、登録事業者のホームページ等でも契約した物件の情報発信に努めて下さい。

6 交渉

空き家の購入や賃借の希望者が現れましたら、所有者等との交渉及び連絡等の調整を行って下さい。

7 契約の成立

契約が成立したときは、茨木市空き家バンク登録取消申出書（様式第7号）☆ を提出願います。

その他

- ・登録事業者の登録内容に変更があった場合
茨木市空き家バンク制度事業者登録内容変更届出書（様式第4号）★ を提出して下さい。
- ・登録事業者の登録を取り消したい場合
茨木市空き家バンク制度事業者登録取消申出書（様式第6号）★ を提出して下さい。
提出後、茨木市より茨木市空き家バンク制度事業者登録取消通知書（様式第5号）★ により通知します。

注意点

- ・空き家バンクは、他の取引を妨げるものではありません。
- ・市は、所有者等と利用希望者との交渉・契約については、直接関与しません。
- ・空き家バンクへの登録は無料です。
- ・媒介に係る報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とします。

問合せ先

茨木市 都市整備部 居住政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話 072-655-2755（直通）、FAX 072-620-1730、メール kyojyu@city.ibaraki.lg.jp